

市第118号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例 等の一部改正（関係部分）

1 趣旨

令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」により、刑の種類のうち“懲役”及び“禁錮”が廃止され、これらに代えて“拘禁刑”が創設されたことから、これに伴う改正を行います。

2 改正の概要

下記の対象条例において、「懲役」に係る規定を、「拘禁刑」に改正します。

(1)	<p>「<u>横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例</u>」</p> <p>・第13条に定める「6月以下の懲役」を「6月以下の拘禁刑」に改正</p>
(2)	<p>「<u>横浜市開発事業の調整等に関する条例</u>」</p> <p>・第42条に定める「6月以下の懲役」を「6月以下の拘禁刑」に改正</p>

3 施行日

令和7年6月1日（改正法の施行日と同日）